

ぽこあぽこ施設内遊具等提案及び設置業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

江別市子育てひろば「ぽこあぽこ」（以下、「ぽこあぽこ」という。）は、平成25年12月に、子育て支援の拠点及び市外の子育て世代を対象とした交流人口の拡大を図ることを目的として商業施設内に設置した子育て相談や子育てに関する講習会等の開催、子育て情報の提供等を行う子育て支援センターである。

開設後10年を経過することから、ぽこあぽこに設置している大型複合遊具を含む施設内遊具を改修するに当たり、民間事業者の専門性や創意工夫により、魅力的で安全・安心な遊具の設置を行うため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最も適した事業者を選定する。

2 事業概要

(1) 業務名

ぽこあぽこ施設内遊具等提案及び設置業務

(2) 業務内容

① 屋内遊具等提案業務

野幌森林公園、レンガ、小麦など江別らしさをイメージした空間となるような大型遊具やその他遊具等の選定、提案及び遊具等の配置に関するレイアウトの作成

② 遊具調達、設置業務

遊具等の調達（製造を含む。）、搬入と設置（安全対策を含む。）

※ 詳細については、別添「ぽこあぽこ施設内遊具等提案及び調達業務仕様書」を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月6日（水）まで。

(4) 履行場所

住 所：北海道江別市野幌町10—1 イオンタウン江別2階

名 称：江別市子育てひろば「ぽこあぽこ」

3 委託上限額

金22,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、遊具提案業務及び遊具調達、設置業務に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成 11 年 3 月 10 日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 江別市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 38 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が江別市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 参加申込手続き及び参加資格決定通知

(1) 受付期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）から令和 5 年 6 月 23 日（金）17 時まで

※持参による場合は、江別市の休日を定める条例（平成 5 年条例第 18 号）第 1 条に定める休日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時

(2) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。パンフレットの使用も可とする）
- ③ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【写し可】
- ④ 国税の納税証明書（その 3 の 3）【写し可】
- ⑤ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等 【写し可】
本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））
- ⑥ 印鑑証明書【原本】

※③～⑥は発行日より 3 ヶ月以内のものとする。

※令和 4・5 年度江別市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する場合、③～④は提出不要。

※グループ（JV）による申し込みの場合は、すべての構成員について②～⑥の書類の提出が必要。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所

本要領 11 に定める担当部署まで、Eメールまたは郵送・宅配または持参。

持参による場合は、事前に電話連絡すること。

郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出場所に必着とすること。

6 質問の受付

① 受付期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月16日（金）17時まで

② 提出方法

質問書（様式第4号）に内容を記載し、本要領 11 に定める担当部署までEメールにより提出すること。

なお、当方法以外による質問及び期限を過ぎた質問への回答はしない。

また、送信後、到達確認のため、本要領 11 に定める担当部署に電話連絡すること。

③ 回答

参加者全員に対して、令和5年6月21日（水）までにEメールにより回答する。

7 企画提案書類

申請者は、次の応募書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 業務実績書（様式第2号）

② 企画提案書（様式第3号）

③ 業務工程表（遊具等の取得から設置までの期間を示すこと。）（任意様式）

④ 概要図（イメージ図）（任意様式）

⑤ 遊具配置図（平面図）（任意様式）

⑥ 設置遊具の素材、使用方法やメンテナンスの方法等詳細がわかる資料（カタログ等）

⑦ 見積書（任意様式）

※見積書については、合計金額の他、提案遊具それぞれの金額等、積算内訳も記載すること。

⑧ 設置後5年間に必要となる保守の内容及び見込まれる経費（任意様式）

⑨ その他必要に応じて補足説明資料

(2) 提出期限

令和5年7月7日（金）17時まで（必着）

(3) 提出部数

- ・ 正本1部、副本5部
- ・ 別途、PDFデータも提出すること。
※PDFデータが10MBを超える場合はCD-Rを郵送もしくは持参すること

(4) 提出場所

本要領11に定める担当部署まで、郵送・宅配または持参。

持参による場合は、事前に電話連絡すること。

郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出場所に必着とすること

8 選定に関する事項

(1) 審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「ぽこあぽこ施設内遊具等提案及び設置業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査し、下記基準により、総合的に判断する。

また、応募団体よりプレゼンテーション等の聞き取りを行うものとする。

(2) 審査基準及び配点

	評価項目	配点
実績	納入実績は豊富であるか	10
テーマ・コンセプト	市が提示したコンセプトに合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）となっているか	10
遊具の構成要素	子どもの冒険心や想像力を育む良質な遊具であるか	10
	子どもの発達に応じた構成内容となっているか	10
	多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供されているか	10
	保護者が、遊んでいる子ども安心して見守れる遊具や空間の提案がされているか	10
安全対策	利用時に想定される危険や予期せぬ事態への安全対策の提案がされているか	10
	利用者の動線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した提案がされているか	10
維持管理	遊具の維持管理は容易であるか	10
価格	他の事業者と比較して、見積額が安価であるか	10
	保守管理費用を抑えられる提案となっているか	
合計		100

(3) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
なお、提案事業者が5者を超える場合は、企画提案会に先立ち書類選考を実施する。
- ③ 企画提案会（プレゼンテーション審査）
 - ・日時 令和5年7月14日（金）予定 ※詳細は別途通知する。
 - ・場所 江別市役所
 - ・内容 企画提案書による質疑応答を含むプレゼンテーション
（プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）
※説明は、本業務の責任者またはこれに準ずるものが行うこと。
- ④ 審査の結果、選定委員会の評価点が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。
応募事業者が1者の場合、評価点が6割以上であれば、委託予定事業者とする。
- ⑤ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の協議を行う。
- ⑥ 委託予定事業者が辞退または協議が不調となったときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

9 提案に要する費用、条件等

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、江別市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（江別市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 提出期限後の提出や提出後の差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に4 資格要件に非該当となった者の参加は無効とする。
- (7) 参加申請が1 者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項については、協議により定める。また本要領の定め、疑義が生じた場合は同様とする。

10 スケジュール

項 目	期 限
公募開始	令和5年 6月 1日（木）
質問の受付期間	令和5年 6月 1日（木）～6月16日（金）
質問の回答期限	令和5年 6月21日（水）
参加申込書類の提出期限	令和5年 6月23日（金）
企画提案書類の提出期限	令和5年 7月 7日（金）
プレゼンテーション審査	令和5年 7月14日（金） 予定
審査結果通知・公表	令和5年 7月下旬 予定

11 提出先、問い合わせ先

担当部署：江別市健康福祉部子育て支援室

子ども育成課（子育て支援センター事業推進担当）

住 所：〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所西棟2階

電 話：011-381-1108 （FAX：011-381-1070）

Eメール：sukusuku@city.ebetsu.lg.jp